

○財務省告示第二百五十号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年六月二十二日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国債（変動） ・十変五	第八回	一億円	九十八円八十一銭
〃	〃	三億円	九十八円九十銭
〃	第九回	七億円	九十七円八十銭
〃	第二十三回	二億円	九十七円六十銭
〃	第二十四回	十一億円	九十七円九十銭
〃	第二十五回	六億円	九十六円九十銭
〃	第二十六回	百億円	九十六円九銭
〃	第三十一回	百九十億円	九十三円三十一銭
〃	第三十五回	九十五億円	九十三円十銭
〃	第三十六回	四百七十億円	九十二円八十四銭

合	〃	〃	〃
計	〃	第四十八回	第三十八回
一千十五億円	五十億円	七十五億円	五億円
	百一円四十五銭	百一円四十二銭	九十六円二十銭